

[事案 28-269] 失効・解約無効等請求

・平成 29 年 6 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料未払いにより、平成 26 年 6 月に失効し、平成 28 年 8 月に解約手続きをした契約について、失効の無効および入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 59 年 11 月に契約した養老保険について、以下の理由により、失効を無効とし、平成 27 年 1 月の入院に関する入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分が病気になってから契約が消滅したのは時期的におかしい。
- (2) 配当金を保険料に充当して、契約が失効しなかったことにしてほしい。
- (3) 解約させられた翌日に解約したくない旨を申し入れたが、受け入れてもらえない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料の未入通知は契約者の登録住所あて通知している。
- (2) 配当金を保険料に充当する取扱いはない。
- (3) 失効後の保険金・給付金の支払いはできない。
- (4) 平成 26 年 10 月には本来の満期日が経過しているため、以後の復活はできず、満期日後に発生した保険事故に対する保険金・給付金の支払いはできない

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効時および解約時における事情を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の失効時期に問題はなく、配当金を保険料に充当すべきものとは認められず、解約の取扱いにも問題はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。